

個人情報保護審議会答申の概要

答申第 157 号（諮問第 172 号）

件名：損害賠償請求書の処理経過等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 10 月 7 日

2 原処分

令和元年 10 月 21 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求について、別記 2 に掲げる行政文書に記録された保有個人情報を特定し、一部開示とした。

3 審査請求

令和元年 11 月 1 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和元年 12 月 6 日

5 審議会の結論

処分庁が、別記 2 に掲げる行政文書に記録された保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには開示請求の対象となる保有個人情報が適切に特定されることが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張から、本件保有個人情報の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求の趣旨について

審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件請求対象保有個人情報の特定に対するものであると解されるため、本件請求対象保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件請求対象保有個人情報の特定について

ア 本件保有個人情報について

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、審査請求人から令和元年8月21日付けで損害賠償請求書が送付されたこと、損害賠償請求書について審査請求人に電話で説明することという所属長の指揮事項、交通規制課の担当者が損害賠償請求書について審査請求人に電話で説明した状況及びこの説明をもって本件は終了とする旨が記載されていることが認められた。

よって、本件保有個人情報に記載されている内容によって、損害賠償請求書の処理経過、処理結果及び処分庁の意思決定過程が分かることから、本件開示請求に対して、処分庁が本件保有個人情報を特定したことについて、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 回答書の存否について

審査請求人は、損害賠償請求書を収受していれば、それに対する回答書が存在するはずだと主張している。

当審議会において処分庁から回答書の存否について説明を聴取したところ、処分庁は、審査請求人に対して損害賠償請求書に対する回答を電話で行い、その電話をもって対応を終了しているため、本件保有個人情報以外の審査請求人の自己情報は存在しないとのことである。また、損害賠償請求書が一方向的に送付されたに過ぎず、文書により回答する義務もないとのことである。

当審議会において本件保有個人情報を確認したところ、前記アで述べたとおり、交通規制課の担当者が損害賠償請求書について審査請求人に電話で説明した状況及びこの説明をもって本件は終了とする旨が記載されていることが認められた。また、損害賠償請求書には、処分庁に対して考えを回答するよう求める旨が付記されているが、これをもって、処分庁に文書で回答する義務が生じていたとまでは認められない。

以上のことから、回答書が存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

元年 8 月 21 日愛知県警察本部長あてに損害賠償請求書を発出した、
文書收受簿、処理経過・処理結果がわかる文書
意思決定するための決裁書 その他関連する文書（決裁文書を含む）
交通規制課で保管するもの
令和元年 8 月 21 日以降分に限る

別記 2

警察安全相談等・苦情取扱票（令和元年 8 月 23 日受理に係る番号：91 のもの）

